

令和6年度 西宮市立留守家庭児童育成センター ご利用案内

<長期休業(春・夏・冬休み)分>



申請受付期間

- ・春休み…**令和6年1月22日(月)～令和6年2月20日(火)**
- ・夏休み…**令和6年5月20日(月)～令和6年6月20日(木)**
- ・冬休み…**令和6年10月21日(月)～令和6年11月20日(水)**

※持参・郵送とも**締切日必着**です(消印有効ではありません)。

通年利用児童数が、すでに最大受入児童数を超過している育成センターは、長期休業利用の受入ができませんのでご了承ください。各申請書の提出やお問い合わせは、それぞれ下記の指定管理者までお願いします。

☆留守家庭児童育成センター・指定管理者一覧(問い合わせ先)☆

育成センター	指定管理者(令和5年10月1日時点)	問い合わせ先
瓦木、津門 (※2)	ライクキッズ 津門留守家庭児童育成センター 〒663-8245 西宮市津門呉羽町 5-13 瓦木留守家庭児童育成センター 〒663-8106 西宮市大屋町 10-20	平日 10:30～19:00 津門育成センター Tel.0798-34-2044 瓦木育成センター Tel.0798-65-5443
平木 (※2)	日本デイケアセンター 大阪営業所 育成センター事務局 〒531-0075 大阪市北区大淀南 1-9-16 山彦ビル3階	平日 10:00～18:00 Tel.06-6147-5001
鳴尾	三光事業団 鳴尾育成センター事務局 〒663-8125 西宮市小松西町 2-6-30	平日 9:00～17:00 Tel.0798-41-4421
苦楽園、深津 (※2)	シダックス大新東ヒューマンサービス 西宮事務局 〒663-8184 西宮市鳴尾町 1丁目 24-20 田中ビル3階	平日 10:00～19:00 Tel.0798-44-3536
香櫨園、浜脇、用海 (※2)	西宮 YMCA (神戸 YMCA 西宮ランチ) 〒662-0977 西宮市神楽町 5-23	平日 9:00～17:00 Tel.0798-35-5987
高木、高木北、高須西 (※2)	セリオ 西宮事務局 〒662-0034 西宮市西田町 1-22 NDビルハイツ 206号室	平日 10:00～19:00 Tel.0798-78-3908
上甲子園、甲子園浜、 夙川、大社、鳴尾東 (※2)	労協センター事業団 西宮事業所 〒663-8113 西宮市甲子園口 4丁目 16-3	平日 9:00～17:00 Tel.0798-67-5170
上記以外 P.2 (★)	西宮市社会福祉協議会 育成センター事業課 〒662-0913 西宮市染殿町 8-17 西宮市総合福祉センター1階	平日 9:00～17:00 Tel.0798-36-7127

(★) 今津、上ヶ原、上ヶ原南、瓦林、神原、北夙川、北六甲台、甲東、甲陽園、小松、高須、段上、段上西、名塩、生瀬、鳴尾北、西宮浜、春風、東山台、樋ノ口、広田、南甲子園、安井、山口

※1 土日祝日、年末年始(12月29日～1月3日)は受付を行いません。

※2 各育成センターでも申請書の受付が可能です(三光事業団、西宮市社会福祉協議会を除く)。



☆最初に必ずお読みください☆

～ 申し込む前に ～

- 長期休業期間の育成料につきまして、1人当たりの金額は定額となっています（延長料金含む）。長期休業中期間内に利用されなかったり、待機が理由で途中からの入所になった場合等の理由であっても、育成料は定額となりますのでご了承ください。各長期休業期間中の育成料の詳細につきましてはP.6をご覧ください。
- 持参・郵送とも添付書類を含めて**締切日必着**です。消印有効ではありませんので、郵送される場合はお早めの手続きをお願いします。
- 提出書類の記入もれ、添付書類等のもれにご注意ください。もれのある場合受付ができません。勤務証明書の作成に時間がかかる等の理由があっても、全ての必要書類が揃って到着した時点で受付完了となります。
- 令和5年1月1日に西宮市以外にお住まいで、減免申請をされる方は、市・県民税の令和5年度課税証明書が必要です（注：令和6年度市・県民税課税証明書ではありません）。なお、令和5年度市・県民税課税証明書は、令和5年1月1日時点で住民登録をされていた自治体へ請求してください。また、同居の保護者（祖父母含む）の方全員の令和5年度市・県民税課税証明書を添付していただく必要がありますので、ご注意ください。
- 保育所等の申し込み時に使用された勤務証明書のコピーは使用できません。必ず育成センター用の書面でご準備ください。
- 過去の育成料を滞納している場合は、利用許可できませんので至急納付してください。納付方法については市役所 育成センター課（TEL：0798-35-3659）へお問い合わせください。
- 各申請書の提出やお問い合わせは、表紙掲載のそれぞれの育成センターの指定管理者までお願いします。
- 鳴尾東、甲子園浜、名塩、甲東育成センターについては、令和6年度以降の指定管理者を公募により選定中であり、決定は令和5年12月末を予定しております。令和6年4月1日からの利用に係る書類配布・提出先は**現行の**指定管理者となります。指定管理者が変更となった場合、令和6年4月1日以降の書類配布・提出先が変更となります。なお、選定結果については本市ホームページ等でお知らせいたします。

～ 申し込んでから ～

- 最大受入児童数を超える申請があった場合、保護者及び同居の祖父母の就労状況や家庭状況等を上記申請締切日ごとに点数化し、許可又は待機を決定します。
- 申請内容が事実と異なる場合は申請を無効とし、利用の許可を取り消すことがあります。



～ 入所が決まったら ～

- 育成料の日割り計算はいたしません。
- 結婚や引っ越し等で世帯状況に変更があった場合は『申請事項変更届』に変更事項をご記入の上、指定管理者までご提出ください。なお、世帯状況以外にも、電話番号の変更、勤務先の変更等があった場合も、速やかに提出していただく必要があります。
- 複数クラスあるセンターのクラス分け希望はお受けできません。

☆留守家庭児童育成センターとは☆

留守家庭児童育成センター（以下「育成センター」といいます）は、就労（在宅勤務含む）等により昼間家庭において適切な育成を受けられない児童に、放課後や夏休み等の長期休業期間中、適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図るため、市が設置している施設です。

〈ご利用までの流れ〉

利用予定の育成センターを運営している指定管理者へ利用許可申請書を提出



各指定管理者にて申請児童の育成センター利用許可を決定し、保護者あてに利用許可通知書を送付



西宮市 育成センター課より、保護者あてに育成料決定通知書を送付

☆対象児童（利用可能な家庭）☆

- 西宮市内に住所を有する、西宮市内小学校の1年生から3年生までの児童

（一部の育成センターでは4年生受入れを実施していますが、1～3年生の利用が優先されます。）

（R6年度）4年生受入実施センター：今津、甲東、高須、西宮浜、山口、段上、段上西、樋ノ口、小松、春風、瓦木、上甲子園、甲子園浜、鳴尾東、夙川、鳴尾、香櫨園、高木、高木北、高須西、苦楽園、深津、平木、神原、安井、名塩、鳴尾北、津門、東山台

（一部の育成センターでは5・6年生受入れをモデル実施しますが、1～3年生の利用が優先されます。）

（R6年度）5・6年生受入実施センター：深津

- 特別支援学級・学校在籍か、療育手帳又は身体障害者手帳を所有している場合は6年生までの児童

☆利用許可申請に必要な書類☆

保護者及び同居の祖父母（利用開始時に 65 歳未満の方）が放課後児童を育成できない以下の状況（1）～（5）を確認できる書類の提出が必要です。

（巻末の書類を切り取ってご使用いただくか、ホームページからダウンロードすることもできます。）

◇ 共通書類

○ 利用許可申請書（P.1～4 までめれなく記入の上、すべてご提出ください。）

- ・児童 1 人につき 1 枚作成してください。
- ・兄弟姉妹で申請される場合は、保護者名も同一の方をご記入ください。
- ・午後 7 時までの延長利用を希望される場合は、「5. 延長利用申請」の「延長利用する」にチェックを入れ、お迎え者全員のお名前をご記入ください。
- ・「誓約事項について」は、文面をよくお読みいただき、署名してください。

共通書類は
どの状況で申し込む
場合でも必要だよ！

（1）就労の場合

居間に、居宅外又は居宅で次のすべての条件に合う労働をしていること。

- ・1 日 4 時間以上
- ・月曜日から土曜日の間に 4 日以上（それと同等と認められる日数）
- ・継続した勤務（1 ヶ月以内の短期間アルバイト等は不可）

○ 勤務証明書（申請前 3 か月以内に証明されたもの）

- ・所定の用紙に勤務先で就労状況を記入してもらってください。
- ・採用予定の方も「採用予定者」として、その採用予定先で同様に就労状況を記入してもらってください。
なお、事業所（会社等）としての証明であれば、証明者名は所属長等でも結構です。
- ・復職予定の方（育児休業中等）も「復職予定者」として、その復職予定先で同様に就労状況を記入してもらってください。（例：ご家族の保育所入所が決まり次第、復職する等）
※利用開始希望月までに復職できない場合は、「利用申請取下げ届」の提出が必要です。
- ・採用予定や復職予定、育児休業中の方は、就労・復職 3 ヶ月後に「勤務証明書」の再提出が必要です。
（例：4/25 に復職等した場合、4～6 月の勤務実績が記入された証明書を 7 月初旬に再提出してください）
- ・自営業者の場合、勤務証明書は自書で結構ですが、自営業を営んでいることがわかる書類（直近の確定申告書の写しや、税務署への開業届等）をあわせて提出してください。
- ・2 通目以降をコピーで提出する場合は、児童名の欄に全ての児童の名前をご記入いただき、原本を付けていただいた児童名に○印を付けてください。



（2）疾病・負傷等により 1 ヶ月以上の入院、心身の障害等により児童の育成ができない場合

○ 医療機関発行の診断書

※それにより児童の育成が困難である旨の記載が必要です。

※療育手帳・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・介護保険被保険者証等をお持ちの方は、その写しをあわせて提出してください。

（3）親族の介護等により児童の育成ができない場合

※就労の条件と同様の状態と認められる場合に限る

- 介護が必要な親族の医療機関発行の診断書 ※要介護認定 3～5 の方については不要
- 介護保険被保険者証の写し
- 介護の状況を説明いただく申請理由申立書

(4) 出産の前後の場合

①母親の出産（予定）日の前後8週間

※産前8週前の日が属する月から、産後8週目の日が属する月の月末まで利用可能

出産（予定）日は産前期間に含む

- 母子健康手帳の写しなど出産（予定）日のわかる書類
- 母親以外の方（父・同居の祖父母）については「勤務証明書」等利用要件を確認する書類

・産後8週間終了後に、すぐ復職する予定があり、引き続き育成センターの利用を希望される場合は、「勤務証明書」もあわせて提出してください。この場合、復職3ヶ月後に、就労実績の記載された「勤務証明書」の提出が再度必要になります。

・利用開始後、実際の出産日が出産予定日より遅れた場合、許可期間を延長できる場合がありますので、指定管理者までお問い合わせください。

②育児休業を取得する場合

次の場合については5月以降に空きがあるセンターに限り育児休業中も利用可能（令和6年の春休みは不可）
（詳細は指定管理者までお問い合わせください）

- ・産後休暇を要件に育成センターを利用しており、保護者が引き続き育児休業を取得する場合
- ・親の産後休暇又は育児休業を要件に令和6年3月末日まで保育所等を利用していた新1年生のうち、令和6年5月以降も保護者が引き続き育児休業を取得する場合

※育児休業以外の要件での申込者受付終了後もなお、空きがある場合および利用中の育成センターにおいて待機児童が発生した際に、発生月の翌月末に退所することに同意いただける場合に限りです。

- 母子健康手帳の写しなど出産日のわかる書類
- 育児休業中であることが記載されている勤務証明書
- 育児休業中以外の方の利用要件を確認する書類（就労の場合は勤務証明書等）

(5) その他、上記と同様の状態と認められる場合（職業訓練学校への通学等）

- 児童を育成できないことを証明する書類

例：職業訓練学校在籍ならば、「在学証明書」「時間割」等、就労と同等の日数・時間数通学等することが分かるもの

◇ その他の必要書類

- 育成料減免申請書（育成料の減免制度 [i](#)（P.6 参照）を希望される方）

・令和5年1月1日に西宮市以外にお住まいだった方は、市・県民税の令和5年度課税証明書（令和4年分所得に基づく市・県民税額のわかる書類 ※源泉徴収票ではありません）を保護者（祖父母含む）の方全員分（お一人ずつ）添付してください。

・生活保護世帯の方は、生活保護証明書（写し可）又は生活保護受給証の写しの提出が必要です

- 療育手帳又は身体障害者手帳の写し（利用児童に障害がある場合）

☆利用時間等☆

(1) 開所日及び開所時間

期間	開所日（月曜日～土曜日）	開所時間	延長（希望者のみ※2） 土曜日は延長なし
春休み	修了式の翌日～始業式の前日まで※1	午前8時～午後5時	午後5時～午後7時
夏休み	終業式の翌日～始業式の前日まで		
冬休み			

※1 令和6年度の新1年生は令和6年4月1日から入学式の前日まで、令和5年度の時点で3年生の児童は令和6年3月31日（年度末）までの利用となります。

※2 別途料金がかかります。また、保護者等の「お迎え」が必要です。

延長利用を希望される場合は、利用許可申請書（P.3）の「5.延長利用申請」にて申請してください。利用申請後に延長利用を希望される場合は、「延長利用申請書兼誓約書」を提出してください。

※ 長期休業期間の開所日につきましては、変動する可能性があります。

※ 育成センターの保育時間中、塾などに行き、育成センターに戻る（中抜けする）ことはできません。

(2) 休所日

日曜・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）

台風等の影響により運営に支障が生じる場合や、暴風又は大雨警報等が発表された場合、休所となる場合があります。警報等を理由に学校が一斉下校となった場合は、育成センターは休所となります。

☆費用等（育成料・実費徴収金）☆

(1) 育成料

育成料は西宮市が徴収します。1人当たり、春・冬休みは8,200円、夏休みは16,400円が必要です。延長を希望される方は1人当たり、春・冬休みは3,000円、夏休みは6,000円が加算されます。長期休業期間内に利用されなかったり、待機が理由で途中からの入所になった場合等の理由であっても、育成料は定額となりますのでご了承ください。

なお、長期休業期間中であっても、期間終了後も継続して利用したい場合など各月1日からの利用を希望される場合は、ご利用案内〈通年利用分〉の申請書を使用してお申し込みください。

①減免制度 i

該当する世帯には、下表の減免制度があります。※児童1人につき1枚の減免申請書の提出が必要です。

世帯の所得区分	育成料	延長加算
生活保護世帯・令和5年度「育成料減免基礎額」が0円の世帯のうち母子・父子世帯	0円	0円
令和5年度の「育成料減免基礎額」が0円の世帯	2,000円	3,000円
令和5年度の「育成料減免基礎額」が6万円未満（0円を除く）の世帯	4,100円	3,000円
令和5年度の「育成料減免基礎額」が6万円以上12万円未満の世帯	6,100円	3,000円

※「育成料減免基礎額」の計算方法等の詳細については、「育成料減免申請書」の裏面をご覧ください。

※夏休みは上記金額の2倍の金額となります。

②減免制度 ii

同一世帯で同時に2人以上の児童が育成センターを利用する場合は、第2子目以降の児童は第1子の1/2が減額（延長加算は対象外）されます。「利用許可申請書」「1.(2)同居親族（兄弟姉妹・伯叔父母等）の状況」の「育成利用」欄に○印をつけてください。「育成料減免申請書」の提出は不要です。

③納付方法

- ・西宮市から「納付書」が送付されますので、指定された期日までにお近くの金融機関でお支払いください。
- ・利用開始後は全くご利用のない場合も育成料はお支払いいただきます。

育成料に関する問合せ：西宮市役所 育成センター課 ☎ (0798) 35-3659

(2) 実費徴収金

- ・実費徴収金は各育成センターの活動に必要な、日々のおやつ代及び行事費のことです。
- ・実費徴収金（月額 2,500 円程度）は、各指定管理者が口座振替などにより徴収します。
- ・実費徴収金の口座振替申込書につきましては、各指定管理者の案内に従ってください。
- ・夏休み期間中について、行事内容によっては、実費徴収金の追加が発生する場合があります。

実費徴収金に関する問合せ：P.1の各指定管理者にお問い合わせください

(3) 注意事項（育成料・実費徴収金共通）

- ・保護者様の振替手数料の負担はありません。
- ・日割り計算はいたしません。

☆申請方法☆

(1) 申請書の配布場所・提出先

配布場所：各育成センター、各指定管理者事務局、西宮市役所育成センター課
（西宮市または各指定管理者のホームページからプリントアウトも可能です）

提出先：P.1に記載の表の各指定管理者 **※西宮市役所育成センター課では受付できません**

提出方法：郵送又は直接ご持参ください（FAXでの提出はできません）

※書類不備・不足があれば、受付できませんのでご注意ください。

※兄弟姉妹で申し込まれる場合は、同じ封筒での郵送をお願いします。

(2) 受付期間・締め切り日

それぞれの受付期間は次ページの通りです。

利用を希望する長期休業期間ごとに申請が必要です。

春休み受付期間：令和6年 1月22日（月）～ 2月20日（火）
夏休み受付期間：令和6年 5月20日（月）～ 6月20日（木）
冬休み受付期間：令和6年 10月21日（月）～ 11月20日（水）

持参・郵送とも**締め切り必着**です。（消印有効ではありません）

(3) 利用の許可について

先着順ではありません。

最大受入児童数を超える申請があった場合、保護者及び同居の祖父母の就労状況や家庭状況等を上記申請締切日ごとに点数化し、許可又は待機を決定します。（詳しくは市又は各指定管理者まで）

利用許可期間は長期休業期間のみです（※始業式、終業式の日は含みません）。

利用許可通知・不許可通知等は次の日程で保護者宛に送付する予定です。

春休み：令和6年3月中旬

夏休み：令和6年7月上旬

冬休み：令和6年12月上旬

育成料に滞納がある世帯は、利用の許可はできません。

☆申請内容に変更が生じた場合☆

提出書類	締切日
延長利用申請書 兼 誓約書	P.7の受付期間の最終日
減免申請書	利用開始予定日の前日
利用申請取下げ届	
延長利用取下げ届	
申請事項変更届	随時

- 提出書類の締切日が土曜・日曜・祝日の場合は、その直前の平日となります。（必着）
- 「利用申請取下げ届」「延長利用取下げ届」の提出がない場合は在籍（延長利用）とみなされ、育成料等が徴収されますのでご注意ください。
- 市内転居等で別の育成センターの利用を希望される場合は、ご利用中の育成センターを退所していただき、転校先の育成センターに改めて新規申請をしていただく必要があります。



西宮市民設放課後児童クラブのご紹介

西宮市 育成センター課

☎ 0798-35-3206

民設放課後児童クラブとは？

就労等により昼間、家庭に保護者がいない小学校1～4年生の児童に、放課後や長期休業期間中、適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図るため、民間の事業者が市の補助を受け、設置・運営する施設です。

詳細は西宮市ホームページでページ番号「22428523」を検索してください。

空き状況・申込方法等については直接運営事業者へお問い合わせください。

育成センター用の指定様式では申込等できませんのでご注意ください。



民設放課後児童クラブ一覧

対象小学校区	問合せ ☎	クラブ名	運営事業者	開設日
段上西小・段上小 甲東小	0120-214-620	放課後クラブ いつざいや	有限会社 エムステージ	R2. 4. 1
鳴尾北小 小松小	0798-44-6217	学童保育じゃんぷ 甲子園クラブ	特定非営利活動法人 子ども支援ホーム	R3. 4. 1
上ヶ原小 上ヶ原南小	0798-61-1667	アフタースクール にしのみや上ヶ原	特定非営利活動法人 三楽	R3. 4. 1
広田小・高木小 平木小・甲東小	0798-31-6001	アフタースクール 丸橋		R3. 4. 1
南甲子園小・甲子 園浜小・鳴尾東小	0798-61-1366	学童保育じゃんぷ 甲子園南クラブ	特定非営利活動法人 子ども支援ホーム	R4. 4. 1
夙川小・北夙川小 神原小・甲陽園 小・苦楽園小	0798-39-8101	アフタースクール 夙川	特定非営利活動法人 三楽	R4. 4. 1
高木小・樋ノ口 小・高木北小	0798-56-8166	アフタースクール にしのみや高木西		R5. 4. 1
瓦林小・瓦木小 高木小	0798-42-8677	アフタースクール かわらばやし		R5. 4. 1
用海小・浜脇小 安井小	0798-81-3944	アフタースクール・ 用海		R5. 4. 1

○保育料など

【保育料】 育成センターと同じく月額 8,200 円（延長利用料は別途月額 3,000 円）
所得状況により育成センターと同様の減免制度有

【開所時間等】 開所日・開所時間は育成センターに準じます

○送迎について

【登所時】 放課後、クラブのある校区の児童は自主登所です。校区外の児童は、学校から
クラブまで車等で運営事業者がお迎えします（料金不要）

【降所時】 保護者のお迎えまたは自主降所
クラブからご自宅までの送りサービスを実施しているクラブもあります（※）

○再延長サービスについて

正規の延長時間以降（例えば、平日 19 時～20 時、土曜日 17 時～19 時）にさらなる延長サービス
を実施しています（※）

（※）自主事業について

各クラブとも、特色ある保育や自主事業（例：英会話教室、ダンス教室等）を多様に実施しています。
実施内容・料金はクラブごとに、運営事業者が定めています。

放課後キッズルーム事業

放課後の学校施設を活用し、子どもたちが自由に過ごせる居場所を提供することで、子どもたちの健やかな成長を支えることを目指す事業です。

数名の見守りサポーターがいますが、保育を目的とするものではなく、活動内容は子どもたちが決めます。宿題や読書、ぬり絵や折り紙、将棋やオセロ等、子どもたちは思い思いの時間を過ごします。自主的な活動を通して、成長に必要な社会性や協調性をはぐくむことも目指しています。

令和5年10月末現在、28の小学校、義務教育学校で実施しています。
活動日や活動時間、活動場所等は、学校によって異なります。
詳細は、西宮市ホームページで、ページ番号「52739500」を検索するか、
右の二次元コードを読み取り確認してください。



【市問い合わせ先】西宮市教育委員会 地域学校協働課 ☎ 0798-35-3652